

「これでも『皆殺し』と言うか！」

南京攻略戦・捕虜収容所の映像発見

亜細亜大学教授・ひがしなかの・しゅうどう

東中野修道

タイムカプセルが開かれた

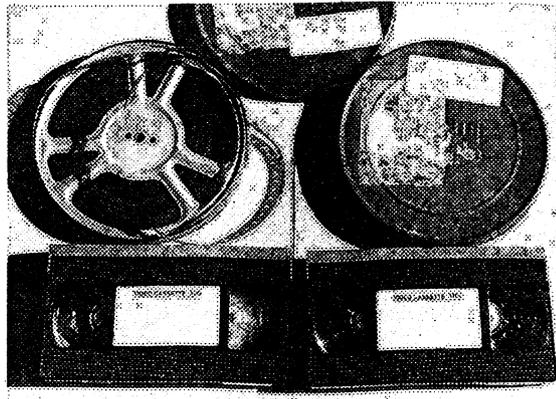
タイムカプセルというものがあるが、ここに紹介する稲垣清氏撮影の九・五ミリフィルム（以後フィルムと呼ぶ）はまさに六十六年を経て開かれたタイムカプセルである。このフィルムを回した稲垣氏は当時第十六師団の武器食糧科などを運ぶ輸送連隊の獣医であった。従って、このフィルムの何よりの特徴は、撮影者が素人であるということと、取材のため

に身軽に現場に直行するプロの従軍カメラマンとは違って、撮影者が部隊の行動の範囲内でしか撮影できなかったという点にある。

このフィルムは一卷四百フィートで、それが二巻あり、当時関係した人々にとってはこのうえなく懐かしい思い出の映像であろう。しかし本稿では歴史研究の史料として、特に南京「虐殺」を解明するための史料として見ていくことにする。その前に、このフィルムが出現するまでの経緯を少し述べておきたい。

稲垣氏は明治四十三年（一九一〇）生

まれの九十二歳で、今から六十六年前の昭和十二年（一九三七）九月に第十六師団輜重兵第十六連隊（連隊長柄沢畔夫大佐）第六中隊（中隊長栗野多式大尉）の少尉として出征した。大阪港から塘沽港に上陸し、天津、大連を経て、大連港から上海に上陸した。南京には、城門陥落から三日後の十二月十六日に一回行き、そして入城式から二日後の十九日から翌年一月末まで城内の宿营地の中央軍官学校に滞在している。当時、二十七歳であった。知人から稲垣氏を紹介されて初めてお話ししたとき、稲垣氏は「輸送のため南



稲垣清氏撮影の9.5ミリフィルム

京城内を何度も往き来していたが、虐殺の死体など一度も見ることがなかった」と語られた。

「市内の通りはいたるところに市民の死体が……」（ステイール特派員、「シカゴ・デイリー・ニューズ」十二月十五日）「殺人が頻発し……南京は恐怖の町と化した」（ダーティン特派員、「ニューヨーク・タイムズ」十二月十八日）「殺人、掠奪、婦女暴行……事態の見通しはすっかり暗くなってしまう」（十二月十五日執筆のペイツ「レポート」）「我々が確かに知っている範囲で、城内で一万二千人の男女及び子供が殺されたことを結論といたします」（東京裁判におけるペイツの証言）

城内を何度も往き来していた稲垣氏の見聞は、右の主張とは、落差が大きすぎる。

そこで、当時の記録が残っていないか、稲垣氏に探していただいた。日記代わりに利用された従軍手帳は、大切に五冊も保存されていたが、南京戦当時の日記は、紛失されたのか、ついに出て来な

かった。しかし「陸軍」と印刷された赤茶けた紙の「馬衛生一覽表」は、昭和十二年九月七日から十四年八月六日分まで、二十四枚が大切に保存されていた。そこには「曜日」「天候」「滞在」「行軍距離」「行軍時間」「蹄衛生」から「馬事故」などに至るまで、丹念に記録がなされていた。

ところが、しばらくして、稲垣氏から、「南京陥落当時撮影したフィルムがどこかにはあるはずですよ。探してみます」という連絡が入った。稲垣氏が撮影機で撮影されていたとは夢にも思っていなかった。お聞きしてみると、稲垣氏は若いときから大のカメラファンで、その趣味から、出征時、小西六のセミパールというカメラと、フランスのパテーベビー社の家庭用映画撮影機を、ともに函籠に入れて、それを肩にかけて出征されたという。そのフィルムが金属製の箱に保管され倉庫代わりの納屋に眠っていた。

これは八ミリフィルムが登場する前の九・五ミリフィルムで、大正末から昭和の初めにかけて家庭用映画のさきがけを

東中野修道氏 昭和二十二年（一九四七年）、鹿児島県生まれ。鹿児島大学法学部卒。大阪大学大学院博士課程修了。ワシントン大学客員教授、ハンブルク大学客員研究員を経て現職。社会思想史、日本思想史専攻。文学博士。著書に『東ドイツ社会主義体制の研究』（南窓社）、「南京虐殺」の徹底検証（展転社）、「ザ・レイプ・オブ・南京」の研究（共著、祥伝社）など。最新刊に『南京「虐殺」研究の最前線』（編著、展転社）。

なしたものであった。従って、戦後、九度もこれを見たことがなかったという。
 ・五ミリのフィルムを見ようにも、映像「何が写っているのかわからない」と仰つ化する機器が今となってはどこにあるかわからない。稲垣氏自身、撮影後、一たのである。



写真①ABC。日本近代史研究会編「画報近代百年史」に出てくる「捕虜収容処」の証拠写真。上からA、B、Cとする

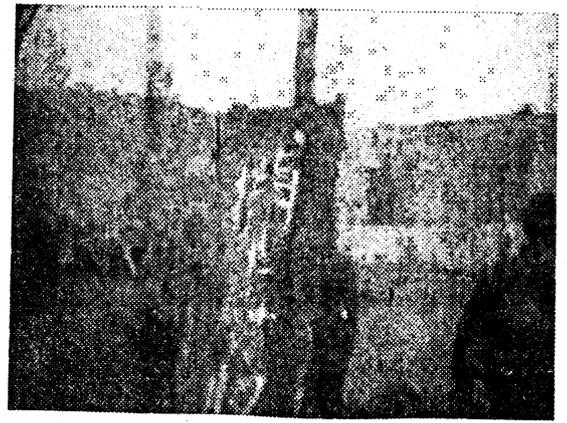
はたして何が写っているのか。いや、それよりも、六十六年前のフィルムが腐食したり変色したりして、折角の映像も再現できないのではないか。そのうえ九・五ミリフィルムを再現する機器がはたして今なお存在するものかどうか。このような不安をもちながら、ともかく再現可能な会社を探し回った。コニカ相談室からビスタスジャパンビデオセンターを紹介され、そしてヨコシネ・ディーアイエー（旧横浜シネマ）に辿りついて、やっとこのタイムカプセルが開かれたのである。

矛盾だらけの「証拠写真」

さて、このフィルムを見て、南京の真相を追究するうえで次のような重要な確信が得られる。

私たちが捕虜の問題を論じるとき壁にぶちあたるのが、中島今朝吾第十六師団長の十二月十三日の陣中日記の「大体捕虜ハセヌ方針ナレバ片端ヨリ之ヲ片付ク

写真②D。麒麟門の「捕虜収容処」前



写真②E。同じく「捕虜収容処」前



同上。林恒男氏撮影、稲垣氏のカメラで



第十四中隊が七千二百名の捕虜を収容し武装解除後南京へ護送した」（『南京戦史』三二二頁）と記録していても、後者の言葉はなかなか人の耳には達しない。

後者の言葉を証明するには、まずは「捕虜収容処」の証拠写真が必要である。

たしかに、あるにはあった。それが日本近代史研究会（代表服部之総）編「画報近代百年史」第五卷（国際文化情報社・昭和二十七年、日本図書センター・平成元年）に出てくる写真①ABCである。そこには、「この写真は当時中島師団に

ルコトトナシタ」という言葉である。つまり、この言葉を根拠に、日本軍は、シナ兵を捕らえても、捕虜として扱わず、無差別に、理由もなく「即時処刑」したと解釈される。それが私たちの脳裏に焼き付けられていて、たとえば大西一上海派遣軍参謀が、捕らえた兵士は捕虜には

しないという日本軍の方針に基づいて捕虜は銃器を取り上げたのち釈放せよという意味だと証言しても、また榊原主計上海派遣軍参謀が「十二月十六日、十七日頃、捕虜を南京の刑務所に収容した」と証言しても、第十六師団第三十八連隊の戦闘詳報が「十四日、堯化門附近守備の

従軍した本誌の不動編集長の撮影したもので、本誌によって初めて世に出たものである」と説明されている。(しかし「この写真」であって、「これらの写真」ではないから、三枚とも不動氏撮影の写



馬衛生一覽表

真であるかは不明である。

私は、稲垣氏のフィルムを見るまで、実はこの写真のことをすっかり忘れていた。というのは、この①の写真を見てもお分りのように、ある一枚の写真から「捕虜收容処」の看板だけが切り抜かれて、それが三枚の写真の上にのせられて、そのが見えよう。従って私にはそこに人為的な操作が感じられ、史料としては採用しがたいと思っていたからである。今回、改めて見てみると、①の写真には矛盾が見えてくる。

Aの写真は、日本兵の銃剣が鋭くシナ兵を威嚇しているように見える。Bの写真からは、さぞや辺鄙な人気がないところにシナ兵が集められたのだなと感じられる。そしてCからは、その「捕虜收容処」で虐殺が行われたのだなと感じる人が多いであろう。確かに、「南京大虐殺II」に掲載するには相応しい写真である。捕虜を法のもとに保護する捕虜收容所、あるいは日本軍は虐殺の場所にしてきたという、恐怖のイメージだけが残る。

ところが、もう少しよく見ると、Aには笑っているシナ兵が右端に写っている。日本兵は銃剣を向けているが、シナ兵は後ろ手に縛られていない。逃亡防止用の柵もない。Bの写真には銃剣を向けている日本兵もいない。警備兵もまばらなのか、戦死体なのか、合法的処刑の跡なのか、それも定かではない。

このような矛盾があつては、やはり史料としては採用しがたいのではないかと、この六十六年ぶりに開けられたフィルムの中に「捕虜收容処」の看板がはつきりと写し出されていたのである。それが次の写真②DEである。よく見比べてみると、「捕虜收容処」の看板の字は①の写真に写っているものと同じであった。Dの遠くに見える背景は、①のBのものと同じだ。不動氏が写された「捕虜收容処」の前の街道を、稲垣氏の輸送隊も通っていたと判断してよい。ところが、同一場所と思われる「捕虜收容処」の雰囲気はこれから述べるようにまるで違つて見えるのである。

Eの写真を見ていただきたい。そこには当然日本兵もいれば、馬も馬車も犬も見える。この写真では不鮮明だが、よく見るとおばさんらしき人がお辞儀をしている。シナ人が日本兵に交じつて荷物を担いで捕虜收容処の前を歩いている。稲垣氏の部隊は馬を引いて歩く輸送隊であつた。その進む道は南京への街道であつた。「捕虜收容処」は辺鄙なところにあるどころか、人の往来の激しい場所であり、往来する人は、立ち止まる人、捕虜收容処の方を見る人、様々であつた。①のように恐怖のイメージが湧いて来ない。もう一つ、看板の後ろには、建物が見える。「收容所」というからには、捕らえたシナ兵が寝る建物が必要である。この②ははつきりと大きな建物を写し出して

いる。方が一、日本軍が、この「捕虜收容処」で虐殺を行つていたのであれば、物を担いで歩くシナ人が、実際、いたのだろうか。そんな危険な場所には近寄らないであろう。日本軍としても、秘密保持のために、一般市民を近づけないよう、当然、規制を行つたであろう。その地域一帯がアウシュヴィッツのように厳重な立ち入り禁止の有刺鉄線の收容所となつて、不動氏も、稲垣氏も、撮影はおろか、近寄ることすらできなかったはずだ。

固定観念をとり払おう

ここで、稲垣氏がこの「捕虜收容処」を、いつ、どこで撮影されたのか、確定

しておかなければならない。言い換えれば、稲垣氏の部隊はいつ「捕虜收容処」を通過したのか、である。そのためにフィルムの一コマ一コマを注意深く見ていくと、問題の「捕虜收容処」の看板は南京の中山門が出てくるその直前に出てくる。フィルムがつきはぎされて編集されていないことは明らかだから、「捕虜收容処」は南京の東門(中山門)の東にあつたことになる。そして「南京戦史」三二三頁によれば、中山門の東の下麒麟門に、捕虜收容所が設けられていたとある。そこでもう一度「昭和十二年十二月馬衛生一覽表」で、稲垣氏の部隊の行動を追つてみると、部隊が句容から二八キロの行程を九時間半かけて上麒麟門に着いたのが十二月十五日で、翌日「糧秣交

歴史と伝説に立つて
明日の日本を創る
新時代文芸誌

月刊 祖国と青年

SOKOKU TO SEINEN

最新号

世界に伍する日本人の
育成のために 西澤潤一
明治の苦悩と日本の進路
長谷川三千子

前号

米国のイラク攻撃と
日本の選択 田久保忠衛
拉致被害者家族の声が
政治を動かした瞬間
佐藤勝巳

皇后陛下、IBBY大会の
お言葉を拝して
出雲井島、高橋史朗・他

日本一のフェミニスト条例案
に待った! 山口敏昭

三島由紀夫・森田必勝両烈士
追悼32周年慰霊祭 梶島有三

【好評連載企画】

- 巻頭時評 吉原恒雄
- 戦歴の歴史ののち 占部賢志
- 皇室だより 御勤申・お言葉の記録

- ・年間12回発行
- ・年間購読料 6,000円(送料込)
- ・ご希望の方には見本本進呈

●お申し込みは
日本青年協議会(代表 松岡篤志)
「祖国と青年」出版部A係まで
(住所・氏名・電話番号を明記して下さい)

〒153 東京都目黒区青葉台
-0042 3-10-1-602
☎ 03(3476)5711
FAX 03(3476)5710
http://www.d7.dion.ne.jp/seikyo

付」を受けるため上麒麟門と「南京ノ軍倉庫」を往復している。そして十七日と十八日は上麒麟門に滞在し、翌十九日南京城内に入つて、その後は城内に滞在している。これらのことを総合すると、「捕虜收容処」は麒麟門（戦後、南京市に編入）に位置し、十二月十六日から十九

日の間に撮影されたものと判断される。撮影の時期と場所を念頭に置いて、もう一度写真②DEを見ていただきたい。Dは陥落から数日後にはシナ人が南京の東端に接する麒麟門を歩き回っていたことを示し、Eの写真の奥の方に見えるのは捕虜集団と見受けられる。ここで言え

ることは、十二月十六日から十九日の段階で、捕虜の集団が捕虜收容所に存在していたという事実である。次々に殺されていたのならば「捕虜收容処」に捕虜などいなかったはずである。これらの捕虜は太平門を逃げて第十六師団を襲った兵で、全て連行されたものは処刑されたというの、的を射ていないことになる。

ともあれ、「捕虜收容処」が存在し、稲垣氏のフィルムのような「捕虜收容処」の光景があったという事実を直視して、無差別に「即時処刑」したという固定観念はとりはらわねばならない。そもそも日本軍に「捕虜待遇」の考えがなかったとすれば、「捕虜收容処」という看板も張り出す必要がなかったであろう。

意図的な編集目的はなかった



写真③F。中山門と挹江門



写真③G。下関の軍倉庫の糧秣と馬

写真④。輸送馬の慰霊祭



垣氏が両門を撮影する前に、日本軍は死体を片づけていた。短期間に死体を片づけていたということは、大量の死体が存在しなかったことを意味する。

稲垣氏は輸重隊（輸送隊）として城内では糧秣を運ぶのが任務であった。写真Gのように、下関の軍倉庫には糧秣など

が山積みされている。日本軍將兵に食糧が行き渡っているか、関心があつたはずである。稲垣氏の証言によれば、陥落前は「徴発」が必要であつたけれども、陥落後は「食糧は行き渡つた」のである。南京で日本軍が食糧のために掠奪したという事は事実ではない。

開けられたばかりの未編集の動くフィルム。それは写真と違って人の息づかいまでが入っている。目を見張らせるようなショッキングな光景はなかった。たしかに、撮影機のレンズをどの被写体に向けるかは、撮影者の心の欲するところと重なってくる。このフィルムの中に一つも死体がなかったことにたいして、たとえば死体などの嫌な光景は撮らないで、快い光景だけを撮つたのだという批判も、不可能ではない。そのような批判を、拒むものでもない。当然、稲垣氏のフィルムを史料として使うときは、そのような批判を、念頭に入れておくべきであろう。しかし、それでもこのフィルムにかんして確実に言えることは、「捕虜收容所」の存在が疑いもなく判明したこ

とである。そして、その雰囲気を知り得たことである。

そこには、意図的な編集目的は加わっていない。明らかに今日の観点や疑惑の入りこむ余地のない六十六年前に、フィルム残量を気にしながら、行く先々で目に入るものを後の思い出しとして撮影した、ただそれだけを目的とした個人用の記録映画であつたということ、肝に銘じておくべきであろう。

見る人の受け止め方は千差万別であるが、しかしフィルムの中に写し出されている、日本兵と苦楽をともにした輸送馬にたいしても慰霊の祀り（まつり）をしているその一コマ（写真④）は、深い感動を誘うのではないか。

（注。私たちは捕らえられた兵士を一般に捕虜と呼んでいる。しかし法を守る人は法に守られ、法を守らない人は法に守られない。そこから捕虜にも、法に守られる捕虜と戦争捕虜と、法に守られない捕虜と不法戦闘員の二種類が生じる。南京の日本軍は後者をも捕虜として遇していたのである）